

平成25年第5回熊野町議会定例会

会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成25年12月11日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成25年12月12日

4. 出席議員(13名)

1番 沖田 ゆかり	2番 片川 学
3番 時光 良造	4番 民法 正則
5番 荒瀧 穂積	6番 大瀬戸 宏樹
8番 渡 紘八	9番 山吹 富邦
10番 山野 千佳子	11番 久保隅 逸郎
13番 尺田 公造	14番 佛圓 大源
16番 馬上 勝登	

5. 欠席議員(3名)

7番 藤本 哲智	12番 中原 裕侑
15番 南田 秀夫	

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三村 裕史
副 町 長	立花 隆藏
教 育 長	林 保
総 務 部 長	内田 充
民 生 部 長	清代 政文
建 設 部 長	森本 昌義
教 育 部 長	藤森 孝弘
総 務 部 参 事	石井 節夫
総 務 部 次 長	岩田 秀次

民生部次長	光本一也
建設部次長	民法勝司
教育部次長	三村伸一
企画財政課長	宗條勲
商工観光課長	時光良弘
税務課長	貞永治夫
福祉課長	加島朋代
住民課長	西村隆雄
健康課長	隼田雅治
生活環境課長	沖田浩
都市整備課長	横山大治
開発指導課長	林武史
下水道課長	中井雅晴
水道課長	曾根和典
学校教育課長	富田谷敬子
会計課長	中村憲治

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	立花一郎
議会事務局書記	小川征一郎

8. 議事日程(第2号)

- 日程第 1 議会改革特別委員会の最終報告について
- 日程第 2 報告第 5号 専決処分した熊野東中学校校舎及び体育館耐震補強工事請負契約の変更の報告について
- 日程第 3 議案第 40号 熊野町子ども・子育て会議条例案について
- 日程第 4 議案第 41号 行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 42号 熊野町社会教育委員条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 43号 熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案に

ついて

日程第 7 議案第 4 4 号 熊野町都市公園条例の一部を改正する条例案について

日程第 8 議案第 4 5 号 熊野町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案について

日程第 9 議案第 4 6 号 熊野町公共下水道条例の一部を改正する条例案について

日程第 10 議案第 4 7 号 熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案について

日程第 11 議案第 4 8 号 筆の里工房の指定管理者の指定について

日程第 12 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度熊野町一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 13 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 14 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 15 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について

日程第 16 議案第 5 3 号 損害賠償の額を定めることについて

~~~~~

## 9 . 議事の内容

（開会 9 時 3 0 分）

議長（馬上） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 3 名です。定足数に達していますので、昨日に引き続き会議を再開いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第 1、議会改革特別委員会の最終報告についてを議題といたします

議会改革特別委員会から調査の最終報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件につきましては、申し出どおり報告を受けることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の最終報告を受けることに決定いたしました。

大瀬戸委員長の発言を許します。

大瀬戸委員長。

平成25年12月11日

熊野町議会議長 馬上勝登様

議会改革特別特別委員会

委員長 大瀬戸宏樹

議会改革特別委員会最終報告書

本特別委員会に付託された事件について、会議規則第47条第2項の規定により、下記のとおり報告をいたします。

記

1 調査事項

熊野町議会の組織、運営等に関する調査及び研究

2 調査活動の経過

区分	開催期日	調査内容
-	平成23年6月9日	・平成23年6月定例会において、議員全員をもって構成する議会改革特別委員会を設置
第1回	平成23年6月27日	・議会改革検討項目について
第2回	平成23年7月13日	・議会の活性化・改革について
第3回	平成23年8月1日	・議会のインターネット中継について
第4回	平成23年8月30日	・一般質問について
第5回	平成23年10月3日	・住民参加（議会報告会等）について ・情報公開について
第6回	平成23年11月11日	・議員報酬について（第1回）
第7回	平成24年1月19日	・議員報酬について（第2回）
第8回	平成24年2月24日	・議会報告会等について
第9回	平成24年4月18日	・議会公開の在り方について（第1回）
第10回	平成24年5月14日	・議会公開の在り方について（第2回）
第11回	平成24年6月1日	・議会改革特別委員会の中間報告について
-	平成24年6月13日	・平成24年第3回熊野町議会定例会において、議会改革特別委員会の中間報告を実施
第12回	平成25年5月17日	・施政方針演説に対する質問の在り方について ・選挙公報について ・閉会と散会について

第 1 3 回	平成25年 7 月12日	・ 報告案件に対する質問を許可することについて ・ 議会報告会について ・ 議員勉強会について ・ 議会全員協議会、予算特別委員会、決算特別委員会の公開について
第 1 4 回	平成25年 8 月 7 日	・ 議員定数及び報酬について（第 1 回）
第 1 5 回	平成25年 9 月25日	・ 議員定数及び報酬について（第 2 回）
第 1 6 回	平成25年12月 2 日	・ 議会改革特別委員会の最終報告について

3 決定事項

(1) 本会議のインターネット中継について

ライブ中継（第 1 回、第 3 回）

平成 2 3 年 9 月定例会からライブ中継を実施

録画中継（第 1 回、第 9 回）

平成 2 4 年 6 月定例会分から録画中継を実施

(2) 一般質問について（第 1 回、第 2 回、第 4 回）

平成 2 2 年 6 月全員協議会での申合せ事項について、今期議会も継続

【質問方法】一括・一問一答の選択（一問一答は再質問から）

【発言時間】答弁含み概ね 6 0 分以内

【質問回数】一括選択の場合 3 回まで

(3) 本会議の会議録のホームページ公開について（第 4 回、第 9 回）

平成 2 4 年 6 月定例会分から実施

(4) 全員協議会や委員会の公開方法について（第 9 回、第12回）

今までどおり議長及び委員長の許可制とする。

(5) 一般質問を休日や夜間にする事（第 9 回）

当面は実施しない（状況しだいで再度検討）

(6) 閉会と散会について（第12回）

今まで通り「散会」とし、会期は実情にあった期間とする。

(7) 施政方針演説に対する質問の在り方について（第12回）

今まで通り質問しない。

(8) 報告案件に対する質問を許可することについて（第13回）

議長の判断で許可する。

(9) 議会報告会について（第 2 回、第 5 回、第 8 回、第10回、第13回）

開催しない。

(10) 議会全員協議会、予算・決算特別委員会の会議録のホームページ公開について(第13回)

平成25年9月の決算特別委員会分から実施

議事録の署名は、議長・副議長、委員長・副委員長が行う。

(11) 議員報酬・定数について(第1回、第2回、第6回、第7回、第14回、第15回)

採決の結果、現状維持に決定

~~~~~

6番(大瀬戸) 議会改革特別委員会の報告。

それでは、第16回の議会改革特別委員会におきまして、本定例会にて最終報告を行うことを決定いたしましたので、報告書に基づきまして報告をさせていただきます。

お手元の報告書をごらんください。

報告書の1、調査事項については、熊野町議会の組織、運営等に関する調査及び研究であります。

2、調査活動の経過については、報告書にありますとおり、平成23年6月27日の第1回より、平成25年12月2日の第16回までであります。詳細については省略させていただきます。

3、決定事項については、概要を報告書に掲載しております。

(5)の「一般質問を休日や夜間にする」との5つの事項については、既に平成24年6月定例会で中間報告をさせていただいておりますので省略させていただきます。

(6)「閉会と散会について」から一つずつ説明をさせていただきます。

3、決定事項。

(6)「閉会と散会」については、第12回で検討し、今までどおり「散会」とすることとし、会期については実情にあった期間とする。

同じく第12回で検討した「施政方針演説に対する質問のあり方」については、これまでどおり質問しないこととする。

第13回で検討した「報告案件に対する質問を許可すること」については、議長の判断で許可する。

第2回、第5回、第8回、第10回、第13回で検討した「議会報告会」については、議会報告会は開催しない。

第13回で検討した「議会全員協議会、予算・決算特別委員会の会議録のホームペー

ジ公開」については、平成25年9月の決算特別委員会分から実施し、議事録の署名は、議会全員協議会については議長、副議長が、予算・決算特別委員会については、委員長、副委員長が行うこととする。

第1回、第2回、第6回、第7回、第14回、第15回で検討した「議員の報酬と定数」については、現状維持とする。

以上、11の事項について決定し、これをもって議会改革特別委員会の最終報告といたします。

議長（馬上） 以上で、議会改革特別委員会の最終報告を終わります。

これより日程第2、報告第5号、専決処分した熊野東中学校校舎及び体育館耐震補強工事請負契約の変更の報告についてを報告を求めます。

提出者から報告を求めます。

町長。

町長（三村） 報告第5号、専決処分した熊野東中学校校舎及び体育館耐震補強工事請負契約の変更の報告につきまして、報告理由の御説明を申し上げます。

6月議会において御承認いただきました熊野東中学校校舎及び体育館耐震補強工事の請負契約につきまして、当初目的としていた耐震改修工事に加え、耐震ブレースの仕様変更、玄関増設壁の仕様変更、既存給水管支持金物の新設など、安全面をより重視した改修等を行うため、町長の専決処分事項の指定について第4号の規定により工事請負金額の変更契約を専決処分したものでございます。

ここに、御報告申し上げます。

議長（馬上） 報告に対する質問はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（馬上） 以上で報告を終わります。

議長（馬上） これより日程第3、議案第40号、熊野町子ども・子育て会議条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第40号、熊野町子ども・子育て会議条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町子ども・子育て会議条例案につきましては、子ども・子育て支援法の施行に伴い、町が設置する子ども・子育て会議の設置及び運営等に関し、条例の制定を行うものでございます。

なお、詳細につきましては民生部長に説明させます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（馬上） 清代民生部長。

民生部長（清代） 熊野町子ども・子育て会議条例案の概要について、説明いたします。資料1をごらんください。

まず1の条例制定の経緯です。昨年8月に「子ども・子育て支援法」が施行され、法第77条第1項において、町が設置する子ども・子育て会議に関し必要な事項について条例で定めることとされたことに伴い、必要な規定を整備するものでございます。

次に、2の条例の概要です。

（1）所掌事務ですが、子ども・子育て支援法第77条第1項の各号に規定されている、四角で囲んだ四つの事務を処理することにしております。

次に、（2）組織についてです。委員は20名以内で組織することとし、町議会議員、子供の保護者、事業主の代表者、幼稚園・保育所など子ども・子育て支援に従事する者、子ども・子育てに関する学識経験者として、大学教授、医師、歯科医師などを町長が委嘱することとしております。

また、委員の任期は3年、委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条におけるその他の各種協議会・審議会委員の規定と同額の、月額5,700円といたします。

最後に、施行期日は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。



議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第40号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第40号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第4、議案第41号、行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第41号、行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政財産の目的外使用を許可する際の使用料徴収の適正化を図るため、使用料の額を定める条例別表について、現行の金額表示にかえ、その額を引用する根拠法令等を記載する方式に改めるなど、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 内田総務部長。

~~~~~

総務部長（内田） 議案第41号につきまして、御説明をいたします。

行政財産の用途や目的を妨げない範囲で行う目的外使用の許可に際し、使用料徴収の根拠となる行政財産の使用料に関する条例を改正するものでございます。

このたびの改正は、使用料の額を準拠しております法令等の改正を踏まえ、使用料の額を定める条例別表を改め、平成26年度から適用しようとするものでございます。

改正概要を説明させていただきます。

資料2をごらんいただきたいと思います。

条例別表は、土地と土地以外とに分けて使用料を規定しております。まず、土地を使用する場合の、(1)電気または電気通信の線路設置のために使用する場合の使用料ですが、資料左側の上の表のように、山林と山林以外に分け、設置する設備類、あるいは、行政財産の分類に応じて金額設定されております。

この表の中に、「改」とある金額が、改正後の使用料の額となります。この額は、N T T等の電気通信事業者が他人の土地等に設備を設置するために使用权を設定する際の対価の額を定めた電気通信事業法施行令の規定を準拠しますので、このたびの改正では、左側中ほどに記載しておりますように、使用料の額などを具体的に規定する現在の方式から、準拠法令を記載することで法令の額の改正に即応できる規定に改めるものでございます。

その下の、(2)上水道管、下水道管、ガス管等を地下埋設して使用する場合の使用料につきましては、同様の規定を持つ熊野町道路占用料に関する条例に準拠することとし、同じく準拠条例を記載する方式に改めるものでございます。

続きまして、右上の(3)一時的に使用する場合についての使用料の額は、近隣市町を参考に改正するものでございます。

(4)その他の場合の使用料については、変更ございません。

次に、土地以外のものを使用する場合の使用料でございます。これは、建物に電気通信設備を設置する場合のような例のことですが、これも土地を使用する場合と同様に準拠法令を記載することといたします。また、電気通信設備以外の使用も想定し、その他の場合の使用料の額を町長が定める額とする規定を新設するものでございます。

この改正による歳入への影響額は、平成24年度を例に試算しますと、約7万円の収入増となります。

以上でございます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

~~~~~

10番（山野） この条例は、平成26年4月1日から施行ということで、契約更新はその後ろの経過措置のところで、当該許可の期間に限りなお従前の例にするということは、例えば27年度までという場合は27年度から改定ということでしょうか。ただ、その場合自動継続というのがあったと思うんですけど、その場合には来年26年度から新しく契約するのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

~~~~~

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

~~~~~

企画財政課長（宗條） 通常、行政財産の資料許可は、電柱等につきましては3年間程度で許可をいたしております。この関係で、この経過措置を設けているところでございますが、来年の4月の段階でいまだ許可期間にあるものについては、従前の例によるということで、次の更新の時期から新しい条例の規定を適用するというものでございます。以上でございます。

~~~~~

10番（山野） 自動継続は。

~~~~~

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

~~~~~

企画財政課長（宗條） 行政財産の使用許可につきましては、許可期間が切れるたびに申請をいただいて許可をするという方式をとっております。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 尺田議員。

~~~~~

13番（尺田） これは行政財産に適用されるんだけど、私有地の場合はこれ準拠するのかね、どうかね。

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

企画財政課長（宗條） 借地をさせていただいておる土地上に電柱等を設置する場合は、この条例の額を準拠して使用料を定めているところでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 尺田議員。

13番（尺田） 私有地でもこれが準拠されるわけ。私有地の中にある宅地の中やら、畑の中にある電柱やなんかにも準拠されるのかな。

それと、もう1個はその他の場合で町長が定める額というのは、どういうときに町長が定める額だと規定されるのかな。

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

企画財政課長（宗條） 私有地において電柱等が設置される場合は、あくまでも先ほど出ておりました電気通信事業法施行令に基づいて補償がなされるというものでございます。

そして、町長が定める額というものでございますが、土地以外のものを使用する場合の使用料でまず考えられますのは、電気または電気通信の線路設置のために使用するというものが一般的に考えられるわけでございます。例えば建物に配線をするといったような場合でございます。その他の場合につきましては、一般的に考えられません、想定されておられません。今までもそういった使用の例はございませんので、額をこの条例において規定するのではなく、町長が定める額という形で規定をさせていただくものでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 尺田議員。

13番(尺田) じゃあちょっとしつこいようで悪いんだけども、電気通信事業施行令というのはどういう内容で、どういう条項が書いてあるのか、教えてもらいたいと思うんだ。

議長(馬上) 宗條企画財政課長。

企画財政課長(宗條) 先ほどの説明の中にも若干触れておりますが、NTT等の電気通信事業者が他人の土地等に設備を設置するために使用権を設定するという場合がございます。この使用権を設定するに当たって、その補償の意味合いとして対価を土地の所有者に支払うという、その額の定めが電気通信事業法施行令にございます。この規定を準用するというものでございます。

以上でございます。

議長(馬上) 尺田議員。

13番(尺田) それは私有地の地権者との合意契約書というものは、どういう形で結ばれているの。

議長(馬上) 宗條企画財政課長。

企画財政課長(宗條) 申しわけございませんが、電気通信事業者と土地の所有者との間の契約関係がどのような形で行われているかということについては、承知しておりません。

以上でございます。

議長(馬上) 尺田議員。

13番(尺田) ほんじゃけえじゃが、今までの答弁で、電気通信事業法という法律を出した限りは、詳しくそこまでおたくらが調べて、答弁すべきじゃないのかね。

なぜ言うかいうたら、最近の南田議員の質問の中で、民法239条とかなんとかいう

質問があったけども、でもそれに対して、ここでは民法の条例は解釈しませんという答弁ばかりだったんだね、最近は。でも質問指示書やなんかには民法の条例何条というのがある限りは、少なくともその解釈ぐらいはどういう解釈であって、どういう思いでこの運用をしているのかということは答弁しないと、議会の成立要件が成り立たなくなると思うね。

これは議長にもお願いしときますが、やっぱり全ての事業とか行政いうものは、規定のルールの中であるわけです。条例とか法律の中でのみ採用されるわけだから、事業が行われるわけだから、やっぱりそこははっきり理事者側にこういうことはどこまでも勉強してすべきだ。そりゃもちろん専門の弁護士やなんかもいるんだから、そういう親切心はあっていいんだと思います。

以上です。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） 先ほどの尺田議員と重複する質問なんですけれども、その他の場合というところは、町長が定める額というのを新設してる、その分の何を想定しているか聞きたかったんですが、想定してはいないということでした。想定していないのになぜ新しくこういうことをつけ加えるのか、その理由を聞かせてください。

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

企画財政課長（宗條） 従来の規定では、土地以外のものを使用する場合の使用料につきましては、電気または電気通信の線路設置のために使用する場合という規定でございました。ただ、土地の使用にもございますように、電気または電気通信の線路設置のため以外のものも規定をされておりますので、建物等につきましても、電気または電気通信の線路設置以外のものも想定をした規定をするということでございます。

そういったことで、その他の場合という規定を設けて、電気または電気通信の線路設置のため以外の使用の申請が出た場合に対応できるような条例規定をさせていただくということでございます。

以上でございます。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） ということは、そういう場合があり得るということ踏まえていると思うんです。ということは想定しているということだと思っんですよ。具体的に想像できる、具体的に想定したものというのを知りたいんですけど。

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

企画財政課長（宗條） この規定を設けましたのは、具体的に発生する可能性があるということで設けたものでございまして、具体的にどのような申請が出てくるのかというものを想定したものではございません。

以上でございます。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） ちょっとよくわからないんですけども、じゃあ新しくこういう条例改正をする必要があったんですか。

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

企画財政課長（宗條） 大変失礼いたしました。例えばでございますが、これは例えばの例でございますが、行政財産である建物の壁面に何らかの管類を設置する。これは電気、電気通信以外の管路を設置するというような場合も起こり得るかもわかりません。そういった可能性を踏まえまして、その他の場合ということ規定をさせていただいているわけでございますが、先ほど申しましたように、これまでそういった使用許可の例がないということで、具体的な使用例について想定をして規定をしたものではございません。

以上でございます。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~  
6番（大瀬戸） わかりました。それならそのようにストレートにお答えいただければ、私も何度も質問することはなかったので、そういうふうに最初から答えてください。

~~~~~  
議長（馬上） よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第41号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第41号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長（馬上） 日程第5、議案第42号、熊野町社会教育委員条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 議案第42号、熊野町社会教育委員条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町社会教育委員条例の一部を改正する条例案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法において、社会教育法の一部が改正され、これまで国が定めていた社会教育委員の委嘱の基準を町の条例で定めることとされましたので、熊野町社会教育委員条例の一部を改正するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。



議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第42号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第42号については原案のとおり可決されました。

議長（馬上） これより日程第6、議案第43号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第43号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行並びに道路法及び道路法施行令の改正に伴い、これとの整合を図るため熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（馬上） 森本建設部長。

建設部長（森本） それでは、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、お手元の資料により御説明します。資料の 11 ページ、資料 4、新旧対照表をごらんください。

まず、第 2 条は占用料の額の改正で、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により消費税が改正され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、消費税の課税対象となっている、一月に満たない期間の道路占用料の計算方法として、消費税率、現行の 1.05 を乗じることとしておりますが、今回の税率改正に伴い 1.08 に改正します。

次に、第 5 条は道路法の改正により、国の行う事業は全て道路占用料が免除されることとなったため、国が行う事業を定義しております法第 35 条に規定する事業を、減免規定から削除いたします。

最後に、道路法施行令の改正により、別表中の引用条文の号が変更となったため、これとの整合を図るため、令第 7 条第 2 号を令第 7 条第 4 号に、同条第 3 号を同条第 5 号に改めます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第 43 号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第 43 号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第 7、議案第 44 号、熊野町都市公園条例の一部を改正す

る条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第44号、熊野町都市公園条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

熊野町都市公園条例の一部を改正する条例案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行に伴う条文の一部改正、及び公園使用料の額のうち、公園を占有する場合の額について見直しを行うとともに、都市公園法の改正に伴う引用条文の整理を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 森本建設部長。

~~~~~

建設部長（森本） それでは、熊野町都市公園条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明いたします。

お手元の資料13ページから15ページをごらんください。

まず、第10条におきまして、平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、消費税の課税対象となる一月未満の公園施設を設ける場合及び公園を占有する場合並びに公園施設を管理する場合における使用料の額を、これまでの100分の105を乗じて得た額から100分の108を乗じて得た額に改正します。

次に、第16条及び第19条においては、都市公園法の改正に伴い、引用条文の整理を行います。

次に、第10条の別表第2において、区分3の公園を占有する場合の使用料の額について、これまで準拠していた熊野町道路占用料に関する条例の占用料の額が今年度から改正されたことに伴い、見直しを行っております。これにより水道管・ガス管などの区分が細分化されることとなります。

なお、この改正条例案の施行は平成26年4月1日を予定しております。

以上でございます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

山野議員。

10番（山野） 値段を細分化されたということに関して、今までは大ざっぱに100円としてたことを、安くしていったということですか。これで見ると、例えば外径0.2メートル未満の場合には17円、25円、37円と安くなって、100円にはなっていないということ、そういうふうに細分化されて安くしたということですか。

議長（馬上） 横山都市整備課長。

都市整備課長（横山） これまでこの都市公園条例の占用に関する使用料の額につきましては、町独自という形で金額を設定しておりましたが、ことし4月から熊野町道路占用料の条例が改正されまして、その道路占用料の額につきましては、国の占用料の額に準じたものということで改正しております。今回の公園の占用に関する額につきましても、この熊野町道路占用料の額に準じたものという形で設定をさせていただきました。

これまで4区分になっておりましたこの埋設管四つだったものを9つという形で細分化した形での占用料の額の設定をさせていただいております。

以上でございます。

議長（馬上） 山野議員。

10番（山野） だから1メートルにつき管の細くなった場合には安くなったということですね。そういうことですね。わかりました。

議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第44号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第44号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(馬上) これより日程第8、議案第45号、熊野町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第45号、熊野町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案につきましては、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律施行規則の一部改正及び福島復興再生特別措置法の施行に伴い、条例の一部を改正し、これらの法令と整合を図るものでございます。

詳細につきましては、建設部長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 森本建設部長。

~~~~~

建設部長(森本) それでは、熊野町営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、お手元の資料により御説明します。

資料の17ページ、資料6、新旧対照表をごらんください。

今回の改正は2点ございます。まず1点目、第6条は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が改正され、重地住宅に現在2戸ございます特定優良賃貸住宅へ公募なしで入居できる要件に、災害で滅失した住宅に居住していたものという要綱が

追加されました。町条例では、この法律の条文を引用しておりますので、この条項を追加するものでございます。

2点目は、第7条の入居者の資格でございますが、福島復興再生特別措置法の施行に伴い、同法により原子力災害に伴い居住を制限された者は公営住宅への入居者資格を具備することとなったため、本町の町営住宅にも入居できるよう、入居者の資格に追加をするものでございます。また、該当者が暴力団員である場合は、排除する規定も合わせて追加いたします。

以上でございます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

尺田議員。

13番（尺田） ちょっと聞いてみるんじゃがね、暴力団員の場合はこれをのけるという、どうやってのける方法をあんたしら具体的に持ってるのかな。

議長（馬上） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 今現在、申し込みをしていただいたときに、申込者全員について警察のほうに問い合わせしております。

以上でございます。

議長（馬上） 尺田議員。

13番（尺田） それはだけでも今度は女性の同居人として入ってきた場合はどうするわけ。そりゃ単独で入った場合ならそういうことは見つかるかもわからないけど、女性の同居人として途中から入ってきた場合は、どうやって排除するのかな。

議長（馬上） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 同居の場合もまず申請を出していただきますので、その段階で氏名をやっぱり警察のほうへ問い合わせるようにしております。

以上です。

議長（馬上） 尺田議員。

13番（尺田） 申請を出せ言うたいうて、そのときは完全に1人だったかもわからないけども、日にちがたって同居する場所があるよね。そりゃ若い人だったらよ。同棲いう感じで、入ったときは一人だったけども、何カ月かたったら同棲して同居人になってた。こういう場合も想定すべきだと思うね。具体的にこういう場合には、想定し得る場合には、どうやって排除してるのか教えてもらいたい。

議長（馬上） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） やっぱり公営住宅の場合、同居する場合には、先ほど言われたように、黙って入っているということがあり得ませんので、必ず申請をしていただくようにして承認をするようにしておりますので、そのときに必ず問い合わせるようにはなると思います。

以上でございます。

議長（馬上） 尺田議員。

13番（尺田） そりゃ都合のええ解釈なんだわ。最近の暴力団とか、ああいう何はそんなに目立った服装も歩き方もしないんだよ。上へ行くほど、なりやなるほど。いわゆる俗に言われるチンピラの間人だったらそういう形がある。でも訓練された組織暴力団の構成員は、そんな一目で見てわかるようなことはないし、平生おとなしいんだよ。何か事件があったときに初めてわかるんだ、構成員だったというのは。その前のことを想定してるんだよ、僕は。そのときはどうするのかといってる。

議長（馬上） 林開発指導課長。

開発指導課長（林） 警察のほうに問い合わせてもしわからなければ、実際にはわからない可能性もございます。警察に問い合わせ、そのときに暴力団でないという回答が来れば、もしそうであったとしてもそれはちょっと町のほうで把握できない可能性はあります。

以上でございます。

議長（馬上） 尺田議員。

13番（尺田） ほんじゃが、あんたしら今法律で決めているから大丈夫だと言ったんだ。想定外のことはないようなことを言うけども。でも今あんたと自分との打打発止の質疑の中で、答えになってないわ、それじゃあ。はっきりとどうするんだと。どういう対応をする。何日までに見届けて、何日経過したら警察と一緒に排除勧告、退去勧告を出すとか、命令を出すとかいうことを言わなきゃ、ただ条例でこう書いてあります、それじゃあ、ただの運用は他人任せで何も無いじゃないか。具体的なところをやっぱりはらづもりを示すべきだと思う。

いいや、もう、同じことだから。

議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第45号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第45号については原案のとおり可決されました。

議長（馬上） これより日程第 9、議案第 46 号、熊野町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第 46 号、熊野町公共下水道条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町公共下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律が平成 24 年 8 月に公布され、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 5 % から 8 % に引き上げられることに伴い、下水道使用料に転嫁する消費税についても、同様の率を適用するための改定を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第 46 号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第 46 号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長（馬上） これより日程第 10、議案第 47 号、熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 議案第47号、熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律に基づき、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、水道使用料に転嫁される消費税についても同様の率を適用するための改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~  
議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第47号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第47号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

10時50分から再開します。

（休憩 10時25分）

（再開 10時50分）

~~~~~  
議長（馬上） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより日程第11、議案第48号、筆の里工房の指定管理者の指定についてを議題

といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第48号、筆の里工房の指定管理者の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

筆の里工房の管理運営につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間、一般財団法人筆の里振興事業団を指定管理者として指定し、委託しているところでございます。この間、30回以上のさまざまな企画展の実施により、昨年度の入館者数は年間7万人以上を維持しており、また、他の博物館等の研究者や作家などの協力を得て、日本文化と筆について調査研究を進めるなど、熊野町の文化振興と国内外への情報発信を含めた幅広い活動が行われております。

こうした実績を踏まえ、引き続き5年間、当該法人を筆の里工房の指定管理者とすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~

5番（荒瀧） 筆の里工房と言いまして、経緯がございませうけども、私どももそうですが、町長もそうです。筆の里熊野会議というのが西村町長の時代に発足しておりまして、筆の里工房ができるインキュベーター、言葉で言えばふ卵器であったように私は信じておるんでございます。

歴代町長3人、かわられてまいりました。私も10年余り前には町会議員もさせていただいておったんですが、初めてこの工房の内容について問い合わせができる、オフィシャルな場ですね、喜んでおるところでございます。

大変熱心に運営されてらっしゃることを感謝申し上げます中で、理事長である副町長はおられませんが、自主的にずっとされてこられた石井さんがおられますので、ぜひ総務委員会で監査委員の御意見、今までの決算の流れ、これをお伺いしたいなと思うところ

でございます。

と申しますのは、今町長もおっしゃられたように、芸術文化というジャンル、非常にデリケートです。もろ刃の剣なんですね。今回日展の問題が出ております。結局こういう仕組みなんですね。だから、日本というのは本当の芸術家が本当に育つのかと。多分十分にうみをよう出してないかなと思っておるんですが。

実はせんだって、工房で棟方志功展 110 周年がございました。100 周年が 10 年前に広島美術館循環してまいりました。そのときにたまたま前の館長さん、広銀の会長さんでしたね。この方のおばさんが実は西城の二宮というところに来られておるんですが、その御縁もあって、私も直接お会いしましてお礼を申し上げました。熊野の筆と鳥取の和紙の御紹介があり、これはまさに棟方志功が愛した紙であり、筆だったわけです。

井原卓蔵さんという人、私は議会人であり、教育委員の大先輩でございますが、台所書道というのを申されております。上田桑鳩という一流の書家とも交流されましたが、やっぱり熊野という文化の中でいえば、もっと生活に密着した文化を目指さなくちゃいけないんじゃないか。そういう意味で、ぜひ総務委員会にそういう資料をいただいて、方向性が間違っていないかどうか確認しながら、町民の方にも、次の地域懇談会にはぜひそういうあたりの、議会からそういう決算、予算には手が出せない外郭団体なんですが、議会もしっかり監視し、町長もしっかりサポート・・・方向を与えてらっしゃるといってお聞きいただきながら、御提案したいと思いますが、議長、よろしく願いたいします。

~~~~~  
議長（馬上） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第 48 号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第 48 号については原案のとおり可

決されました。

(副町長入室)

議長(馬上) これより日程第12、議案第49号、平成25年度熊野町一般会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第49号、平成25年度熊野町一般会計補正予算(第3号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,236万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億3,101万円とするものでございます。

歳入予算の主な内容は、13款 国庫支出金の1項 国庫負担金は、歳出の障害者福祉費の増額に伴う障害者自立支援等諸費国庫負担金1,527万7,000円の増額、児童措置費の減額に伴う児童扶養手当給付費国庫負担金330万円の減額などでございます。

2項 国庫補助金の総務費補助金は、平成24年度における国の補正予算で実施された緊急経済対策に伴う地方の公共投資負担額に応じて配分される、地域の元気臨時交付金4,788万8,000円の増額でございます。これは、町民体育館の改修事業と町道深原公園線の整備事業に充当いたします。

14款 県支出金の1項 県負担金は、障害者福祉費の増額から、障害者自立支援等諸費県費負担金763万8,000円の増額などでございます。

2項 県補助金は、補助制度の変更により国庫補助金から振りかえとなる、安心こども基金補助金394万円の増額でございます。

17款 繰入金は、基金繰入金4,244万8,000円の減額、19款 諸収入は、宝くじコミュニティ助成金、熊野黒瀬トンネル開通式負担金などにより、587万円の増額でございます。

20款 町債は、事業の中止に伴い970万円の減額でございます。

次に、歳出予算の主な内容でございます。全体的に6月定例会で御承認いただきました東日本大震災に対処するための国の給与減額支給措置に基づく要請及び広島県並びに県下各自治体の状況を踏まえた給与減額と人事異動に伴う人件費の調整を行っております。

す。これらを除く各科目の主な内容について御説明いたします。

3款 民生費の1項 社会福祉費では、障害者自立支援事業がサービス利用者の増加などにより2,454万円の増額、3項 児童福祉費では、新規申請者が見込みを下回ったことから、母子家庭等自立支援事業で367万2,000円、児童扶養手当給付事業で955万5,000円をそれぞれ減額しております。

4款 衛生費の1項 保健衛生費では、環境衛生事業が葬祭費補助金の単価改定に伴い168万円の増額でございます。

6款 商工費の1項 商工費では、宝くじコミュニティ助成金の事業採択により、観光推進事業の地域の芸術環境づくり事業補助金として500万円を増額しております。

7款 土木費の2項 道路橋梁費では、県営事業及び土木一般事業が矢野安浦線・道垣内交差点改良等に伴う用地補償費としまして、県営道路等改良事業負担金500万円の増額、町内一円道路維持事業が金森地区町有地整備事業などに1,480万円の増額、(国庫)町道深原公園線町有地造成事業が、熊野黒瀬トンネル開通式及びイベント事業費として215万円を増額しております。

なお、交付税措置のあった地方道路等整備事業債の廃止などに伴い、(地方特定)町道道上線改良事業の事業実施と(地方特定)町道三村線改良事業は、本年度に事業を行わないこととしましたので、両事業費1,084万5,000円を減額しております。また、五反田橋かけかえ工事に伴う迂回路の交通対策として、(国庫)橋梁維持修繕事業を790万円増額しております。

9款 教育費の2項 小学校費では、小学校施設維持管理事業が、枯木の処理費として120万円の増額をしております。

以上が、第1条の歳入歳出予算の補正の概要です。

次に、第2条の債務負担行為の補正では、「子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業」といたしまして、来年度までの2カ年で、限度額910万円を追加するものでございます。

第3条の地方債の補正は、事業の見直しに伴い地方道路等整備事業債の限度額を1,520万円に減額変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

大瀬戸議員。

~~~~~

6番（大瀬戸） 地域の元気臨時交付金というのがありますが、これを詳しく教えていただきたいんですけども。そのいきさつと、それから中身のどこに使われるものとかそういうのがあれば聞きたいんですけど。

~~~~~

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

~~~~~

企画財政課長（宗條） 国庫支出金、国庫補助金、総務費補助金の中の地域の元気臨時交付金でございますが、これにつきましては、国が昨年度の補正予算による緊急経済対策を推進するに当たりまして、地方公共団体の積極的な事業実施を促すために、地方の持ち出し額のおおむね8割に相当する額を今回限りの特別の措置といたしまして、本年度、平成25年度に行う他の単独事業等の財源に充てることを条件に交付されるものでございます。

繰越明許費により本年度に執行いたします道路舗装工事費等の町負担額をもとにこの地域の元気臨時交付金は算定されまして、本年度の町単独事業でございます町民体育館改修事業等の財源に充てるものでございます。

以上でございます。

~~~~~

議長（馬上） 大瀬戸議員。

~~~~~

6番（大瀬戸） これはたまたま建設部門にお金を使っておりますけれども、これに使いなさいということがあるんですか。それともこっちが勝手に決めたということですか。

~~~~~

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

~~~~~

企画財政課長（宗條） どの事業に充当するかにつきましては、町のほうで決定しております。

以上でございます。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） じゃあひもつきではないということと解釈していいんですね。

議長（馬上） 宗條企画財政課長。

企画財政課長（宗條） いずれにしましても交付金でございますので、特定財源ということに整理上はなっておりません。

以上でございます。

議長（馬上） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） 別な話なんですけれども、町道の三村線と道上線を今年度しないということに決めたということですけど、これのいきさつとか理由とか、また今後のことを聞きたいと思うんですが。

議長（馬上） 民法建設部次長。

建設部次長（民法） まずこちらのやめた主な理由としましては、こっちから土木債、地方道路等整備事業債という有利な財源がなくなったということが大きな原因でございます。

それから、三村線のほうはちょっと地元用地等の進捗のほうが進んでないということが原因になります。

以上でございます。

議長（馬上） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第49号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第49号については原案のとおり可決されました。

議長(馬上) これより日程第13、議案第50号、平成25年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長(三村) 議案第50号、平成25年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,076万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億6,511万6,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、3款 国庫支出金の1項 国庫委託金が1,100万円、4款 繰入金の1項 一般会計繰入金が226万1,000円、町債が1,750万円の減額でございます。

歳出予算の主な内容は、東日本大震災に対処するためと、人事異動に伴う人件費の調整と、国庫委託金の減に伴う事業規模の縮小が影響し、2款 事業費の1項 下水道事業費が3,108万6,000円の減額でございます。

また、第2条の地方債の補正では、事業量の減少に伴い、下水道事業債の限度額である公共下水道事業債を8,550万円に、資本費平準化債を1億990万円に減額変更するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第50号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第50号については原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議長(馬上) これより日程第14、議案第51号、平成25年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~  
町長(三村) 議案第51号、平成25年度熊野町介護保険特別会計補正予算(第2号)案につきまして、御説明を申し上げます。

保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ475万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億8,470万3,000円とするものでございます。

歳入予算の内容は、1款 保険料の94万5,000円、4款 国庫支出金の177万2,000円、5款 県支出金の88万7,000円、6款 繰入金の一般会計繰入金の115万2,000円を、それぞれ減額するものでございます。

歳出予算の主な内容は、東日本大震災に対処するためと人事異動に伴う人件費の調整などで、475万6,000円の減額でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額から、それぞれ5万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を831万8,000円とするものでございます。

内容は、東日本大震災に対処するためと人件費の調整でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（馬上） これをもって討論を終結します。

これより議案第51号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（馬上） 異議なしと認めます。よって、議案第51号については原案のとおり可決されました。

議長（馬上） これより日程第15、議案第52号、平成25年度熊野町上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（三村） 議案第52号、平成25年度熊野町上水道事業会計補正予算（第2号）案につきましては、収益的収入予定額を86万9,000円増額し、総額を4億9,219万9,000円に、収益的支出予定額を372万3,000円減額し、総額を4億7,933万7,000円とするものでございます。

収入増額の主な内容といたしましては、開発地給水申請に伴う特別利益の増額でございます。

支出減額の主な内容としましては、人事異動等に伴う給与等の減額でございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（馬上） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第52号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第52号については原案のとおり可決されました。

~~~~~

議長(馬上) これより日程第16、議案第53号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第53号、損害賠償の額を定めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

損害賠償の額を定めることにつきましては、平成23年7月19日、熊野第四小学校において、台風が原因で校門の門扉が横転し、当該小学校に通う児童の保護者にけがを負わせる事故が発生しました件について、この治療費などに要した費用409万4,258円を損害賠償額として支払うことで示談が成立したため、ここに議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~

議長(馬上) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(馬上) これをもって討論を終結します。

これより議案第53号について採決します。本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(馬上) 異議なしと認めます。よって、議案第53号については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでございました。

(散会 11時17分)

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員